

第1回 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

日時：平成28年5月10日（火）17時35分～18時05分

場所：中央合同庁舎5号館9階 厚生労働省省議室

出席者：

議長

厚生労働大臣 塩崎恭久

議長代理

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 香取照幸

構成員

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）武川光夫

警察庁生活安全局長 種谷良二

総務省自治財政局長 安田充

法務省民事局長 小川秀樹

法務省刑事局長 林眞琴

法務省人権擁護局長 岡村和美

文部科学省生涯学習政策局長 有松育子

文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）（代理出席）藤原章夫

厚生労働省社会・援護局長 石井淳子

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 藤井康弘

厚生労働省政策統括官（社会保障担当） 武田俊彦

厚生労働大臣が出席を求める者

文部科学副大臣 義家弘介

厚生労働副大臣 とかしきなおみ

厚生労働大臣政務官 三ッ林裕巳

概要：

○ 議長挨拶

・ 議長 塩崎厚生労働大臣

本年4月より、3月末の閣議決定に基づき児童虐待防止対策に関する総合調整の権限が内閣官房から厚労省に移管されたところであり、厚生労働省として気を引き締めて総合調整に当たるとともに、児童虐待防止対策に政府一丸となって取り組んでいきたいと考えているので、関係府省庁にも協力をお願いする。

児童虐待に関する報道が連日続いており、深刻な状況であると受け止めている。最近では、埼玉県狭山市、神奈川県相模原市、奈良県生駒市で本当に残念な痛ましい事件が起き、文部科学省の義家副大臣と、当省のとかしき副大臣と一緒に相模原市に赴き、市から話を聞いていただいた。

児童虐待防止対策では、未然防止が重要であり、今国会に、国・都道府県・市町村の役割と責任を明確化することなどを盛り込んだ、児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出している。

これまで親権を規定する法律はあったが、今回の改正案では、初めて、子どもが適切な養育をされること、健やかな成長・発達、自立を図られることなどを保障される権利を有するという規定を盛り込んだ。

また、国は、これまで以上に責任を持って児童虐待防止対策に取り組むこととし、都道府県等は、現在も児童相談所が措置も含め、専門的・広域的な対応を行っているが、児童相談所の児童虐待相談対応件数は約9万件となり、児童相談所だけでは対応が困難であることから、これからは、より子どもに身近な市町村が責任を持って支援を担うこととした。

改正案を今国会中に成立させ、国、都道府県、市町村がそれぞれの新たな責任と役割を果たすことで、児童虐待を未然に防止し、そして支援に係る体制を整備することで、子どもたちが健やかに育つ社会をつくっていききたい。

狭山市、相模原市、生駒市の事案でも、それぞれ関係機関の関与の度合は様々であるが、個々の事案について関係機関が統一的にしっかりと連携して対応することで、虐待を未然に防止できるよう、関係府省庁の出先機関などの連携が重要である。

児童虐待問題に対し、関係府省庁が連携し対応できるようしっかりと総合調整を行い、子どもたちが日本の未来を背負う、地域を背負う主体として元気に頑張っていける社会の実現に向けて、身を粉にして働いていきたい。

○ 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

・議長代理 香取厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議については、議長を厚生労働大臣とし、関係府省庁の局長級を構成員とする連絡会議を開催すること、及び連絡会議の下に関係府省庁の担当課長を構成員とする幹事会を置くことなど、資料1のとおり関係府省庁の申し合わせとしたい。

配付資料については、特に非公開としたもの以外は原則公開としたい。

議事概要について、厚生労働省で作成し、必要に応じて関係各府省庁の確認を得た上で、公開することとしたい。

(各府省庁異議なし)

○ 児童虐待防止対策の状況等について（意見交換等）

・義家文部科学副大臣

児童虐待により子どもの命が失われる事件が日々報道されており、誠にゆゆしき事態である。

相模原市で、虐待を訴えていた中学生が自殺を図り本年2月に亡くなった事案を受け、3月にとかしき厚生労働副大臣とともに相模原市児童相談所に赴き、副市長、健康福祉局長、児童相談所所長、教育長、校長らと面会し、市として、本事案における児相の対応、学校教育と児童相談所や警察との連携について、しっかりと検証を行うよう指導助言を行った。

相模原市の事案では、学校は児童相談所に通告するなど、法令上の義務を果たしていたと言えるが、そうした情報共有に加え、学校と児相、警察など関係機関が協働していくことが必要

であり、学校、児相、保護者3者で対面することによって、児童の一時保護の措置を促すことなど、一層踏み込んだ対応が必要であったと認識している。

文部科学省としては、同様の事案が二度と発生しないよう縦割りを排した関係機関間の具体的な協働を促進するために、スクールソーシャルワーカーの配置拡充等に努めてまいりたい。

・とかしき厚生労働副大臣

義家副大臣とともに、神奈川県相模原市の児童相談所に赴いた。相模原市の事案及び最近の他の事案では、要対協があっても、それが全く機能していなかったという共通点があると感じており、本当に残念だ。箱物とルールを作っても、魂が込められていないと機能しないので、それぞれの支援が重なり合うよう積極的に行う必要がある。

相模原市の児相には、事例をしっかりと検証した上で反省を行い、今回の事案の問題点と今後の改善方策について、報告するよう求めており、その報告を他の児相にも提供し、同じようなことが起こらないように、早め早めに手を打ち、子どもの命を守る必要があれば、ためらわずに一時保護に踏み切るという環境を作っていきたい。

これまで、様々な形で児童虐待が発生しているが、それぞれのケースをしっかりと分析し、一人でも多くの子どもたちを救っていけるよう、改正案が成立した暁には、積極的に制度設計に取り組んでいきたい。

・種谷警察庁生活安全局長

警察では、これまでも児童の安全確保を最優先し、児童相談所への具体的な事例についての確実な通告をはじめ、警察職員の児相への派遣、臨検・捜索についてのロールプレイングの実践的訓練など緊密に児童相談所等と連携に努めてきた。

本年4月から、より児童の安全確保を確実なものにするため、狭山市の事案のように、警察職員が現場で児童の身体を確認したり、親からの事情聴取をした結果として、児童虐待の恐れがその段階ではないと判断した場合であったとしても、その児童について、児童相談所や市町村でかつて扱いがなかったかという点について照会を行うことにより、情報共有の徹底を図ることとし、各都道府県警察に通達を發した。

今後とも関係機関との連携を一層強化して児童虐待の早期発見、児童の安全確保に万全を尽くしてまいりたい。

・安田総務省自治財政局長

総務省では、平成28年度の地方財政措置において、児童福祉法等の改正及び児童相談所強化プランに関係し、児童福祉司の配置について、人口170万人を想定した標準団体あたりの人数を、36名から39名とするなどの拡充を行っており、今後も、児童相談所の体制強化が図られるよう厚生労働省はじめ、他の関係府省庁とも連携し適切に地方財政措置を講じてまいりたい。

・岡村法務省人権擁護局長

法務省の人権擁護機関は全国の法務局、約300か所にあり、地域に密着している。こうした全国の法務局に人権相談所を開設して、児童虐待を含むあらゆる人権問題について相談に応じてい

る。特に子どもに関する人権問題については、被害を受けている子どもの早期発見が重要と考えており、子どもたちからのアクセスがしやすいようにフリーダイヤルの電話相談窓口を設置している。また SOS ミニレターという、投函すると最寄りの法務局に届く封筒兼便箋を、学校を通じて子どもに配布し、親にも先生にも直接相談できないような子どもの声を受け止める活動をしている。こうした端緒を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、調査を行い、児童相談所や警察、学校などと連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を引き続き講じてまいりたい。

・有松文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省における児童虐待防止対策について、学校等における取組は資料6にあるとおり。さらに、文部科学省では、学校を中心にした取組に加え、地域で子どもを育てていくという取組を推進しており、特に児童虐待防止対策の強化については、困難を抱えた保護者に対する家庭教育支援の充実など、地域の大人が子どもたちとふれあう機会を増やすことを通じ、未然の発見防止等にもつながるよう施策を講じている。

特に平成28年度の予算において、普段何かを察知している場合だけでなく、家庭の方に出向いて、虐待の要因にあたるようなものも事前に発見できるよう、訪問型の家庭教育支援というモデル的取組みを始めるための経費を計上した。

こうした訪問型家庭教育支援の実施に当たっては、学校はもとより、厚生労働省や警察など地域の様々な機関と連携を図る必要がある。

引き続き関係府省庁とも連携をしながら児童虐待防止に取り組んでまいりたい。

・三ッ林厚生労働大臣政務官

児童虐待防止対策について、関係府省庁間の連携を強化するということが大事であり、本日第1回目の連絡会議を開催したことは大変有意義である。

埼玉県狭山市の事案について、警察庁からも話があったが、やはり警察と児童相談所等との連携強化が大事だと感じている。

また、児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）について、接続に関して改善が図られたとはいえ、まだ不十分であり、さらに改善していく必要がある。

厚生労働省の政務の一人として、関係府省庁から意見をいただき、児童虐待防止対策に尽力していきたい。

・議長（塩崎厚生労働大臣）

今般、児童福祉法等の改正案の提出に当たっては、様々な論点から様々な方々のご意見を伺ったところであるが、実務は現場である都道府県等の児童相談所、市町村に担ってもらうものである。

施設入所などにならず家庭に戻った児童が、家庭で重篤な虐待事例に至るケースが多々あるので、在宅であっても通所・在宅指導措置という形で対応することを明確化した。

児童相談所は都道府県・政令市レベルで設置される機関であり、今後、中核市にも設置をお願いしていくが、財源と人材確保が課題となっている。また、児童相談所で全てのケースに対応す

ることは難しいため、そうした在宅での指導措置など、身近な場所における支援は、市町村に担ってもらうことになる。

市町村が、支援を担っていく仕組みづくり、担うための人材育成は、一朝一夕にできることではないが、しっかり取り組んでいきたい。

また、子どもの心に寄り添って支援していくために児童精神医学の専門的知識を持つ者を養成していくことも重要である。

警察庁が埼玉県狭山市の事案を踏まえて、警察と児童相談所等の連携について各都道府県警察に通知していただいたということだが、まさに関係している要対協の構成機関には情報がしっかりと共有される仕組みを作っていく必要がある。

冒頭でも発言し、先ほど文部科学省の義家副大臣からも発言があったように、各機関が協働するということが大事であり、現場が協働できるように、国のレベルで協働する必要があるので、関係府省庁に改めてよろしく願います。

改正案の附則で、要保護児童の保護手続への司法関与と特別養子縁組制度の利用促進に関する検討規定があり、今、法務省、最高裁と勉強会を始めているところ。近々、有識者会議を開催したいと考えているが、いずれの問題についても関係府省庁としっかり協働しないといけないので、よろしく願います。